

淀川河川公園 中流左岸域 地域協議会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「淀川河川公園中流左岸域地域協議会」(以下、協議会という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(対象地区)

第2条 協議会で検討する対象地区は、大阪府枚方市、寝屋川市及び守口市域(大日地区、佐太西地区)に位置する淀川河川公園及びその予定区域とする。

(目的)

第3条 協議会は、淀川河川公園において、基本計画の理念を実現するため、淀川河川公園の利用に関する様々な意見を聞き、各地区におけるゾーニング計画の実現や、具体的な整備や管理運営への反映について協議を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 利用者・利用団体の代表者
- (2) 地域住民の代表者
- (3) 地域の自然環境等に関し専門的な知識を有する者
- (4) 地元自治体の職員

2 委員の任期は、本規約を施行する日から平成25年3月31日までとする。

3 委員の再任は、協議会の合意によるものとする。

(地区会議)

第5条 地域協議会は、必要に応じて、地区毎に関係者による地区会議を設置することができるものとする。

(新規加入)

第6条 新たに委員になろうとする者は、第14条に規定する事務局に、委員となる意思表示を行い、協議会の合意が得られた場合に、委員となることができる。

(退会及び解任)

第7条 退会しようとする者は、第14条に規定する事務局に書面をもって連絡しなければならない。

2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、協議会の合意により委員を解任することができる。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

(1) 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を補佐する。

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議は会長が招集する。

(1) 協議会の会議の議長は、会長がこれに当たる。

(2) 会長は、意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

(運営)

第10条 会議は次の事項を遵守し運営する。

(1) 自由な発言の尊重

(2) 特定の個人・団体の誹謗・中傷の禁止

(3) 各委員の尊重(地域住民・利用者・自治体・公園管理者の役割の尊重)

(4) 建設的な提案型の意見交換

(公開)

第11条 協議会の会議は、原則として公開とする。

2 協議会の会議の開催は、日時場所等についてあらかじめ広く周知する。

3 協議会の資料・議事要旨は、印刷物等で公開する。

(会議録)

第12条 協議会の会議録については、次の事項を記載した議事録を以下の要領で作成する。

(1) 発言内容は要旨とする。

(2) 発言者は匿名とし、地域住民・利用者・行政委員・学識者委員・事務局に区分して記載する。

(合意)

第13条 協議会の会議の合意は、協議会の会議に出席した委員の過半数の賛成により成立するものとする。

(事務局)

第14条 協議会の会務を処理するために事務局を設ける。

2 事務局は、淀川河川事務所に置く。

3 淀川河川事務所は、事務局を民間企業等に委託することができる。

(事務局の所掌事務)

第15条 事務局は次に掲げる事務を行う。

(1) 協議会の会議の議事に関する事項

(2) 協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項

(3) その他、協議会が付託する事項

(要綱改正)

第16条 この要綱は協議会の委員の発議により、委員総数の三分の二以上(委任状含む)の合意を得て、改正することができる。

附則

本規約は、平成23年2月21日から施行する。

平成23年9月1日現在

淀川河川公園 中流左岸域 地域協議会 委員名簿

委員名	所属・役職	属性	備考
畑 千鶴子	枚方市 さだ西校区コミュニティ協議会 会長 枚方市 出口自治会長	地域住民代表（枚方市）	
船吉 成實	寝屋川市 点野自治会長	地域住民代表（寝屋川市）	
仲 清次郎	守口市 佐太五番連合町会長	地域住民代表（守口市）	
上田 豪	淀川管内河川レンジャー	利用者・利用団体代表	
森本 幸裕	京都大学大学院 教授	学識経験者	会長
澤井 健二	摂南大学 理工学部 教授	学識経験者	副会長
高岡 和久	大阪府 都市整備部 公園課 計画グループ 課長補佐	地元自治体（大阪府）	
平尾 雅一	枚方市 土木部 公園みどり課長	地元自治体（枚方市）	
岡本 吉宏	枚方市 企画財政部 都市経営室 企画政策課長		
精木 孝充	枚方市 教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課長		
北川 雅昭	寝屋川市 まち建設部 次長 兼 公園緑地課長	地元自治体（寝屋川市）	
林 竜也	寝屋川市 教育委員会 社会教育部 次長 兼 文化スポーツ振興課長		
中西 敬次	守口市 都市整備部 公園課長	地元自治体（守口市）	
森岡 孝	守口市 教育委員会 生涯学習部 スポーツ・青少年課長 兼 スポーツ振興係長		

【公園管理者】（淀川河川事務所）

所属・役職	氏 名
淀川河川事務所 副所長（水辺）	柳原 季明
淀川河川事務所 河川公園課長	内海 克哉